

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 18 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380650

研究課題名(和文)離婚後の親子に関する家族規範の実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research of family norms related to parent-child relationships after divorce

研究代表者

下夷 美幸 (Shimoebisu, Miyuki)

東北大学・文学研究科・教授

研究者番号：50277894

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：日本では、離婚後、別れた親と子は関係を断つべき、という考え方が根強く残っている。このような日本的な家族規範はどのようにして維持されてきたのだろうか。

本研究では、離別した親の子に対する扶養義務の不履行という事象に着目した。履行確保のための家庭裁判所の制度は実効性がなく、経済面での親子関係の切断を許容している。そこで、この制度の制定過程について分析した結果、制度の実効性をめぐる議論が欠如していることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：In Japan, after the divorce, non-custodial parent should cut off the relationship with the child, it is a strong idea. How has such a Japanese family norm been maintained?

In this study, we focused on the phenomenon of breach of the support obligation to the child of non-custodial parents. System of family court for ensuring the fulfillment of the obligation is not effective, and has allowed the cutting of the parent-child relationship on the economic front. The results of analysis for the establishment process of the system revealed that the debate over the effectiveness of the system is lacking.

研究分野：社会科学

キーワード：離婚後の親子関係 扶養義務

1. 研究開始当初の背景

(1) 厚生労働省「人口動態統計(2013年)」によると、本研究を開始した2013年度の離婚件数は23万1,383件、うち未成年の子どものいる夫婦の離婚件数は13万5,074件、親が離婚した未成年の子ども数は23万2,406人である。子どもの親権については、「妻がすべての子どもの親権者」となるケースが84.2%、「夫がすべての子どもの親権者」のケースが12.2%、「その他(複数の子どもがいる場合に夫婦で親権を分けるなど)」のケースが3.6%であり、離婚後、子どもは父親と別れて暮らすことが多い。しかし、離婚後、別れて暮らす親(以下、非監護親)も親であることに変わりはなく、非監護親が子どもの養育に責任をもつことは親としての権利及び義務である。と同時に、非監護親から養育を受けること、いいかえれば、親子のつながりをもつことは、子どもの権利である。

(2) 非監護親と子どもの間の「親子のつながり」は、養育費と面会交流からとらえることができる。前者は経済的な面から、後者は人間関係の面から、親子をつなぐものである。どちらも子どもの権利という点からみて重要である。しかし、厚生労働省の「全国母子世帯等調査(2011年)」によると、養育費を「現在も受けている」のは、母子世帯で19.7%、父子世帯で4.1%、面会交流を「現在も行っている」のは、母子世帯で27.7%、父子世帯で37.4%にすぎない。

2. 研究の目的

(1) 離婚後の養育費の支払いや面会交流の実施は、低い水準にとどまっているが、その背景には、「離婚したら一切の関係を切る」「夫婦の別れは親子の別れ」といった、「家」制度に由来する考え方がある。戦後の民法改正で「家」制度が廃止されて60年以上が経過しているが、いまでも「家」制度的な家族観は根強くみられる。では、「離婚後の親子関係の切断」という「家」制度的な家族規範は、どのようにして維持されてきたのだろうか。

(2) 本研究では、「離婚後の親子関係の切断」という家族規範に基づく事象として、非監護親の子に対する扶養義務の不履行に着目する。日本には、この問題に対処するための制度として、家庭裁判所の「履行確保制度」がある。履行確保制度とは、家庭裁判所の調停や審判等で決定した家事債務について、それを守らない義務者に対して家庭裁判所が履行を促す制度である。現行制度は、「履行勧告」と「履行命令」の2種類からなる。しかし、いずれも実効性に問題があり、結果的に、経済面での親子関係の切断を許容している。

(3) 履行確保制度の変遷をみると、実効性という点では、1956年の法制化から制度の基本は変わっていない。そこで、本研究では、

履行確保制度の制定過程を分析することで、「離婚後の親子関係の切断」という家族規範が維持されてきた一側面を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 履行確保制度が家事審判法に規定されるまでの過程で、どのような議論が行われたのか、制度導入までの議論を分析する。分析対象の期間は、家事審判制度の立法作業の胎動期ともいえる1910年代終わりから、1956年に履行確保制度が法制化されるまでとする。

(2) 分析対象の資料としては、戦前戦後ともに、関連する政府審議会や委員会等の議事録、帝国議会や国会の議事録、全国家事審判官会同の協議録(要録)、最高裁判所発行の資料などである。あわせて、関連の論文や新聞記事、雑誌等に掲載された関係者の座談会記録なども、補足的に資料として用いる。

4. 研究成果

(1) 戦前、1919年に臨時法制審議会が設置され、民法改正の検討がはじまっている。同審議会では諮問事項の審議をすすめるため、幹事会を設置している。幹事会は民法改正の検討項目として、「調査項目(其1)」をまとめている。その48項目のなかの第6項目が、家事審判制度の提案である。幹事の穂積重遠は、家事審判制度を推進しているが、それは、家族紛争が出訴されないことによる「正しくして弱者の泣寝入り」という問題意識に基づいている。しかし、穂積も履行確保に関する提案は行っていない。

(2) 臨時法制審議会は主査委員会を設置している。同委員会は、「調査項目(其1)」を審議し、その結果を21項目からなる「審査要項」に整理している。これを審議するため、主査委員会は小委員会を設置している。小委員会は「審査要項」のうち、家事審判制度に関して意見がまとまり、民法改正の他の項目の審議とは切り離して、小委員会作成の「家事審判二関スル要項」を主査委員会にかけている。主査委員会はこれを審議し、「家事審判二関スル綱領」を決定している。小委員会の「要項」にも主査委員会の「綱領」にも、履行確保に関する項目入っていない。小委員会では、調停事項の不履行に対して、アメリカの家庭裁判所のような制裁措置を導入する意見もだが、履行が見込めないとの判断から不採用となっている。また、主査委員会では家事審判制度推進派の委員が、不履行対策の可能性に言及しつつも、審判による解決への期待から、これを否定している。

(3) 臨時法制審議会は1922年に家事審判制度の創設を内容とする答申を行い、その後、1924年に「家事審判所二関スル法律調査委員会」が設置されている。この委員会は臨時法

制審議会主査委員会が決定した「綱領」を検討した後、さらに具体的な審議ができるよう、小委員会を設置している。小委員会は起草にあたり審議すべき項目として、「家事審判所法調査事項」をまとめて、これを「家事審判所二関スル法律調査委員会」にかけている。委員会ではその審議、決定を行い、小委員会の委員を起草委員に指名している。この間、綱領案や起草のための調査事項のなかに、履行確保に関する項目はなく、議論も行われていない。1927年には110か条からなる家事審判法案がまとめられているが、ここにも履行確保の条文は入っていない。

(4) 家事審判法案のうち、家事調停に関する一部が1939年に人事調停法として制定されている。これまでの経緯から予想されるとおり、人事調停法の要綱にも法案にも履行確保に関する規定はない。法案の国会審議でも履行確保はまったく議論になっていない。婦人団体は、政府が人事調停法を国会に提出する数年前から、家事調停法の制定運動を展開している。しかし、その家事調停法案は穂積らの家事審判法案を基盤にしたものであり、そこに新たに履行確保制度の規定を加える動きはみられない。

(5) 戦後、新憲法の公布をふまえ、1946年7月に臨時法制調査会が設置されている。それとともに司法省に司法法制審議会が設置され、そのなかの第2小委員会が民法改正作業を行っている。民法改正の議論がはじまると、民法上の「家」廃止をめぐる激しい論争となり、その過程で、急遽、家事審判制度の創設が民法改正要綱の項目に追加されている。こうして、改正民法と家事審判法の同時施行が必須となり、第2小委員会が民法改正作業のなかで、家事審判法の要綱案、法案を作成している。この要綱案、法案のいずれにも履行確保の項目はない。

(6) 家事審判法の制定に向けて、戦前、人事調停法の成立を契機に設置されていた「家事審判制度調査委員会」が再開され、この委員会で家事審判法の要綱が決定されている。その際の議事録は所在不明となっているが、要綱に履行確保に関する項目はなく、議論にもなっていない。唯一、要綱の決定時に、委員会会長から「調停後の成績を常に注意して、その始末を見届けてやるために、執行員の如きものを配置して頂きたい」と希望意見が出されたという記録がある。しかし、その際に履行確保が議論となった形跡はない。その後の国会審議でも、この会長の希望意見が紹介されることはない。

(7) 1947年8月、「家事審判法案」が国会に提出され、11月に成立している。法案審議の質疑応答が行われているが、それは、家事審判制度の性格、家事審判所の設置予

定数、審判の方法、参与員の地位、家事審判所の管轄事項、審判や調停の効力、強制調停の性質、審判への不服申立、参与員や調停委員の秘密保持義務違反の罰則など、法案の内容確認がほとんどで、履行確保に関する話題はまったく登場していない。

(8) 家事審判法の成立により、1948年1月から家事審判制度がスタートし、全国の家事審判所で家事調停や家事審判が実施されたが、家事審判官は家事審判所の開設当初から問題に直面している。東京家事審判所の初代所長は東京家事審判書諮問委員会委員長として、1948年11月2日付で最高裁判所長官あてに「家事審判所の機能拡充についての建議書」と題する建議書を提出し、そのなかで履行確保制度を要望している。具体的には、監視指導部の設置と出納部の設置である。

(9) 家事審判制度開始1年後の1949年1月、家事審判所は少年審判所と統合されて家庭裁判所（以下、家裁）となっている。最高裁判所（以下、最高裁）の家庭局は、毎年、全国家事審判官会同（以下、会同）を開催し、家庭裁判所が当面する立法上、あるいは運営上の重要問題について、家事審判官と協議している。会同では、家裁発足初の1949年の会同以後、毎年、家事審判官から履行確保の要望が出され、活発な議論が行われている。具体的には、「簡易な強制執行」「履行調査、履行勧告」「家裁を介した家事債務の金銭授受」「不履行に対する制裁」「審判前の執行」の必要性を訴える意見がほとんどである。

(10) 家事調査官の履行確保制度の要望は、制度の担い手として「調査官」を想定したものであり、実際に家事調査官が導入される前と後では、会同での議論のトーンが異なっている。調査官「導入前」の主な意見は、「アフターケアの必要 家裁はその性格上、最後まで世話すべき」、「当事者からの苦情 不履行に困った当事者が、家裁に訴えてくる」「家事調査官の設置 履行状況の調査と適切な助言を与える専門職員が必要」「家事執行官の設置 家事事件の性格を理解したうえで執行にあたる専門職員が必要」、「拘禁の導入 アメリカ式の法廷侮辱罪や遺棄罪を適用できるようにしたい」、「家裁の仲介による金銭授受の制度化 当事者間の直接授受は困難」、「供託制度、扶養局の設置 家裁職員の仲介は危険、専門部局が必要」などである。

(11) 家庭裁判所では、履行確保制度の法制化が実現しないなかでも、その必要性から、実際には運用で、履行確保を実践している。会同では家事審判官が具体的な実践例を報告し、その法制化を要望している。

先進的な家裁の取り組みとしては、「調停成立の際、不履行を事前に予防するため、当事者に不履行が生じた際の対処策を理解させる」「調停をまとめる段階で、不履行に陥る危険を回避するため、調停条項を工夫する」「履行の際に、裁判所職員が関与する」「調停成立時に、不履行が生じた際は家裁に申し出るよう、権利者に伝える」「不履行の申し出があれば、義務者を家裁に呼び出して履行を促す」「義務者が応じない場合には、権利者に強制執行について助言する」などである。

(12) 最高裁家庭局も調査官の予算獲得に努力し、1951年度予算で家事調査官(1庁につき1人)の予算獲得に成功したことから、家事調査官に関する法案が国会に提出され、成立している。しかし、この法律には、家事調査官による履行確保の規定が入っていない。家庭局は、履行確保を調査官導入の最大の狙いとしていたが、国会提出前の法案の検討段階で、家事調査官による履行確保に対して疑義が出され、これを法案に盛り込むことを断念している。実際、その後の国会の法案審議では、家事調査官の資質を懸念する意見や、家庭訪問による調査の弊害を示す意見が強く、家事調査官による家族問題の調査に対する警戒感が強く打ち出されている。

(13) 家事調査官制度は法制化されたものの、家事審判官が求めていた履行確保が法律に規定されていないことから、調査官「導入後」の会同では、導入された家事調査官制度への失望、履行確保制度の法制化が進展しないことへの厳しい批判が相次いでいる。こうした家事審判官の強力な要望が、慎重な姿勢を見せていた家庭局を動かし、1956年1月初旬、履行確保制度の法案がまとまっている。その内容は、事後調査と履行勧告、履行命令とそれに従わない場合の過料、寄託の導入である。家庭局の試案では履行命令に従わない場合の措置として、過料のほかに「拘置」の規定も盛り込まれていたが、世界の潮流に逆行しているとの反対があり、家庭局はこれを断念している。

(14) 法案が国会に提出され、まず衆議院で審議がはじまるが、そこでは家庭裁判所が履行確保を行うことに対して、「裁判と執行の分離」「民事と刑事の分離」といった法理論の観点からの批判意見が多く出されている。衆議院では、委員会審議の後、「修正案」が出され、これが可決されている。修正の内容は、「事後調査と履行勧告」の部分について、権利者の申し出がなくても家裁が職権で行えるとなっていた点を、「権利者の申し出があるときは」行える、と改めるものである。

(15) 続く参議院での審議では、衆議院の修正をめぐって議論が行われている。衆議院での修正後、各種女性団体が参議院に一齐に建議書を提出し、衆議院の「修正」の撤回を求めている。法務委員会では衆議院の法務委員長も出席し、修正に反対する委員からの質問に答えている。委員会の最後には、修正前の法案に戻す「再修正案」が提出され、これが可決されている。しかし、参議院本会議では、この「再修正案」が否決され、衆議院での修正どおりの法案が可決成立している。こうして、履行確保制度の法制化は実現したが、衆議院で修正がなされたことにより、参議院での議論はこの修正部分に焦点化され、結局、履行確保の実効性に関する議論は行われていない。

(16) 以上のとおり、家庭裁判所の履行確保制度について、その制定過程を詳細に分析した結果、制度の実効性をめぐる議論が欠如していることが明らかとなった。1956年に制定され、その後も実効性についての議論が展開されないまま、60年にわたり制度はつづいている。履行確保制度は、非監護親の子に対する扶養義務の不履行対策として有効に機能しておらず、事実上、離婚後の親子の断絶を容認する結果となっている。子どもの権利の観点から、離婚後の親子を「つなぐ」基盤として、実効性のある履行確保制度の検討が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

下夷 美幸、離婚母子家庭と養育費、社会福祉研究、査読無、120号、2014、145-151

下夷 美幸、離別した父親の扶養義務の履行確保について、貧困研究、査読無、12巻、2014、80-90

〔学会発表〕(計1件)

下夷 美幸、「家族」への支援 養育費政策の現状と課題、第12回ジェンダー法学会シンポジウム「貧困からの脱却とジェンダー」、2014年12月7日、奈良女子大学(奈良県・奈良市)

〔図書〕(計1件)

下夷 美幸、法律文化社、養育費政策の源流 家庭裁判所における制定過程、2015年、265

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

下夷 美幸 (SHIMOEBISU Miyuki)
東北大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：50277894

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：